

府政経シ第 886 号
総行地第 154 号
平成 27 年 12 月 17 日

各都道府県 PFI 担当部長 殿
市町村担当部長 殿
各政令指定都市 PFI 担当部長 殿

内閣府政策統括官(経済社会システム担当)(公印省略)
総務省大臣官房地域力創造審議官(公印省略)

「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」について(要請)

平素より内閣府及び総務省の施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI 手法を拡大することが必要となっております。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)においても「PPP/PFI の飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP/PFI 手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口 20 万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。」とされたところです。

これを踏まえ、平成 27 年 12 月 15 日に開催された民間資金等活用事業推進会議において、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(別添 1)が決定されました。

人口 20 万人以上の地方公共団体におきましては、当該指針を踏まえ、平成 28 年度末までに優先的検討規程を定めていただきますようお願いするとともに、早期の優先的検討規程の策定が可能な団体におかれましては、なるべく早い時

期に定めていただきますよう特段の配慮をお願いいたします。また、所管公共法人に対し、当該指針が決定されたことを通知し、同様の取組を行うよう要請していただきますようお願いいたします。

その他の地方公共団体におきましても、当該指針を踏まえ、必要に応じて、同様の取組を行っていただきますようよろしくをお願いいたします。

さらに、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかに御連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、内閣府においては、本指針の運用に際して参考となる手引きを作成することとしておりますので、活用していただきますようお願いいたします。また、優先的検討をはじめ、PPP/PFI の推進に資する支援措置（別添 2）を講じておりますので、当該支援措置を活用することについても御検討いただきますようお願いいたします。

また、公共施設整備事業を所管する各省各庁においては、必要に応じて、それぞれ所管する公共施設整備事業について、公共施設等を管理する国、地方公共団体及び公共法人が優先的検討規程を定める場合に参考となるべきガイドラインを定めることとしておりますので、活用していただきますようお願いいたします。

さらに、本指針の検討の参考とするために依頼をした「PPP/PFI の実施状況等に関する調査について（依頼）（平成 27 年 8 月 31 日府政経シ 494 号総行地第 116 号）」の結果について、別添 3-1 及び 3-2 のとおり取りまとめましたので、御報告します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するプロセス概要

【対象事業主体】

- ・国、地方公共団体、公共法人（独法、公社等）

【対象施設】

- ・公共施設等

（例えば空港、上下水道等の利用料金が発生する施設や庁舎、宿舍、公営住宅、学校等を含む。）

【対象事業】

- ・整備等

（例えば新規建設、改修のみならず、運営、維持管理を含む。）

① PPP/PFI手法導入の検討の開始

② 対象事業

対象

対象外

検討対象外

③ 適切なPPP/PFI手法の選択

事業実績に照らし、
採用手法の導入が
適切である場合

左記以外

④ 簡易な定量評価

有利

不利

PPP/PFI不採用
評価結果公表

⑤ 詳細な定量評価

有利

不利

PPP/PFI不採用
評価結果公表

⑥ PPP/PFI手法を導入

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針について

11月19日 PFI推進委員会(調査審議)

12月15日 PFI推進会議(決定)

12月15日 内閣府から各省庁に通知・要請(指針を添付)

通知・要請
(12月15日)

各省庁

内閣府・総務省
(総務省と連携)

その他省庁(国土交通省等)

通知・要請
(12月17日)通知
(12月中)通知・要請
(12月中)内閣府・総務省
の文書を添付

地方公共団体

地方公共団体
(所管事業担当部局)所管公共法人
(独法、特殊法人等)

通知・要請

所管公共法人
(公社等)

多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針

平成 27 年 12 月 15 日
民間資金等活用事業推進会議決定

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI 手法を拡大することが必要である。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）においても「PPP/PFI の飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP/PFI 手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口 20 万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。」とされたところである。

これを踏まえ、多様な PPP/PFI 手法の導入を優先的に検討するための指針を定める。

1 本指針の位置付け

公共施設等の整備等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等をいう。本指針において同じ。）に関する事業（以下「公共施設整備事業」という。）の基本構想、基本計画等の策定や公共施設等（法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等をいう。以下同じ。）の運営等（法第 2 条第 6 項に規定する運営等をいう。以下同じ。）の方針の見直しを行うに当たっては、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること（以下「優先的検討」という。）が行われるべきである。

このため、公共施設等の管理者等（同条第 3 項に規定する公共施設等の管理者等をいう。以下同じ。）は、それぞれ優先的検討のための手続及び基準等（以下「優先的検討規程」という。）を定め、的確に運用することが求められる。

本指針は、公共施設等の管理者等が、優先的検討規程を定める場合によるべき準則を定めるものである。

2 優先的検討規程の策定等

公共施設等を管理する国（法第2条第3項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）及び公共法人（法第2条第3項第3号に掲げる者をいう。以下同じ。）は、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について、優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うものとする。

また、公共施設等を管理する人口20万人以上の地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められるほか、これ以外の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましい。

加えて、公共施設整備事業を所管する大臣は、本指針に基づき、それぞれ所管する公共施設整備事業について、公共施設等を管理する国、地方公共団体及び公共法人が優先的検討規程を定める場合に参考となるべきガイドライン（以下単に「ガイドライン」という。）を定めることができるものとする。

なお、公共施設等の管理者等は、優先的検討規程又はガイドラインを定めた場合には、当該優先的検討規程又はガイドラインをインターネット上で公表する。

3 優先的検討の手続

一 優先的検討の開始時期

公共施設等の管理者等は、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

イ 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）Ⅳの「行動計画」（以下「インフラ長寿命化行動計画」という。）の策定又は改定を行うとき

ロ 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日総務省自治財政局通知）第2の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき

ハ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）Ⅱ2（3）の「地方版総合戦略」の策定又は改定を行うとき

二 対象事業

イ 対象事業の基準

公共施設等の管理者等は、次に掲げる公共施設整備事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる

公共施設整備事業を、優先的検討規程において、優先的検討の対象とするものとする。

ただし、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められるかどうかの判断は、資金調達コストの差異のみで行うべきでなく、業務効率化による効果等を総合的に勘案して行うべきである。

- (1) 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
- (2) 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

ロ 事業費基準の例外

イの基準にかかわらず、公共施設整備事業の特殊性により、イの基準によりがたい特別の事情がある場合は、公共施設等の管理者等は、優先的検討規程において、対象事業を限って、異なる事業費の額を基準とすることができるものとする。

ハ 対象事業の例外

イの基準にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- (1) 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

三 適切な PPP/PFI 手法の選択

イ 採用手法の選択

公共施設等の管理者等は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の四の簡易な検討又は三五の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

ロ 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、採用手法の導入が適切であると認められる場合は、公共施設等の管理者等は、次の四の簡易な検討及び三五の詳細な検討を経ることなく、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

四 簡易な検討

イ 趣旨

公共施設等の管理者等は、次の五の詳細な検討に先立ち、採用手法について、次のロの基準に従って簡易な評価を行うことにより、導入に適しないと評価された公共施設整備事業は、詳細な検討を行うまでもなくPPP/PFI手法を導入しないこととすることができるものとする。

この簡易な検討に当たっては、専門的な外部コンサルタントを活用した詳細な費用等の比較を行うことまでは必要としない。

ロ 評価基準

(1) 費用総額の比較による評価

公共施設等の管理者等は、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

3三において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- (i) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (ii) 公共施設等の運営等の費用
- (iii) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (iv) 調査に要する費用
- (v) 資金調達に要する費用
- (vi) 利用料金収入

なお、この比較に当たっては、PPP/PFI手法の導入について民間事業者との意見交換が行われている場合には、上記費用等の算定に当たってその内容を踏まえるものとする。

(2) その他の方法による評価

公共施設等の管理者等は、(1)にかかわらず、公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる他の方法を定めることができるものとする。

五 詳細な検討

イ 趣旨

公共施設等の管理者等は、3四においてPPP/PFI手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、詳細な検討を行い、採用手法の適否を評価するものとする。

ロ 評価基準

詳細な検討において、公共施設等の管理者等は、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

六 評価結果の公表

公共施設等の管理者等は、公共施設整備事業が3四又は五でPPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、インターネット上で公表するものとする。公表の時期については、入札手続等の公正さを確保するため、入札手続の終了後等の適切な時期に行うものとする。

イ PPP/PFI手法を導入しないこととした旨

ロ 評価の内容(3四ロ(1)(i)から(vi)に掲げるそれぞれの費用等の額を含む。)

4 PPP/PFI手法の導入の拡大を図るために留意すべき事項

一 PPP/PFI手法に関する職員の養成及び住民等に対する啓発

公共施設等の管理者等は、PPP/PFI手法の導入の拡大を図るため、PPP/PFI手法に通曉した職員の養成に努めるとともに、PPP/PFI手法の導入に関する住民及び民間事業者の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を行うことが望ましい。

二 地域における人材育成、連携強化及び創意工夫の活用

公共施設等の管理者等は、地域における具体の案件形成を目指した取り組みを推進するため、地域における人材育成、連携強化等を行う産官学金（地元民間事業者、地方公共団体、有識者、地域金融機関、株式会社民間資金等活用事業推進機構等）で構成された地域プラットフォームを設置するよう努めるものとする。

また、地域における事業機会の創出、地域資源の活用その他地域の活性化を図る観点から、公共施設整備事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たっては、事業の特性に応じ、地域の民間事業者の創意工夫について、適切な審査及び評価を行うとともに、民間事業者の選定に際しての評価に適切に反映させることが望ましい。

三 民間事業者からの提案の活用

公共施設等の管理者等は、民間の資金、経営能力及び技術的能力をより広く活用するため、公共施設整備事業の発案、基本構想、基本計画等の策定の段階において、民間事業者からの PPP/PFI に関する提案を積極的に求めることが望ましい。

このため、インフラ長寿命化行動計画の策定、固定資産台帳の整備等により、民間事業者に対して十分な情報開示を図る必要がある。

民間事業者から提案があった場合は、遅滞なく的確にこれを検討するものとし、その際、「PFI 事業民間提案推進マニュアル」（平成 26 年 9 月内閣府策定）を必要に応じて参考にする。

四 国によるフォローアップ調査及び公表

内閣府は、関係省庁の協力の下、国、地方公共団体及び公共法人に対して優先的検討の実施状況等について調査を行い、その結果をインターネット上で公表するものとする。

これを踏まえ、必要に応じて本指針の見直しを行うものとする。

5 附則

本指針は、民間資金等活用事業推進会議決定の日から施行する。

PPP/PFI 推進に資する支援措置

1. 案件形成支援

PPP/PFI 事業の実施を検討しようとしている具体的な案件をもつ地方公共団体等を対象として、PPP/PFI 事業の導入可能性調査等の案件形成に向けた調査、検討を支援しています。

<http://www8.cao.go.jp/pfi/shien/index.html>

2. 地域プラットフォーム形成支援

地域の企業、金融機関、地方公共団体等が集まり、PPP/PFI 事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体の案件形成を目指した取り組みを推進する「地域プラットフォーム」の立ち上げを支援しています。

<http://www8.cao.go.jp/pfi/shien/index.html>

3. PPP/PFI 専門家派遣

PPP/PFI 事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣しています。

<http://www8.cao.go.jp/pfi/shien/index.html>

4. ワンストップ窓口

PPP/PFI 事業の実務に関する質問、問い合わせに対し、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等の各分野の専門家の意見を聴取し、内閣府で一元的に回答するワンストップ窓口を設置しています。

【本支援措置についての連絡先】
内閣府民間資金等活用事業推進室
山川、近藤、松川
TEL 03-6257-1655
FAX 03-3581-9682

案件形成支援

募集時期:3月頃

目的

PPP/PFIの推進に資する具体的な案件や取組を支援し、その成果を先進事例として公表し活用。

概要

PPP/PFI事業の実施を検討しようとしている具体的な案件をもつ地方公共団体等を対象として、PPP/PFI事業の導入可能性調査等の案件形成に向けた調査、検討を支援

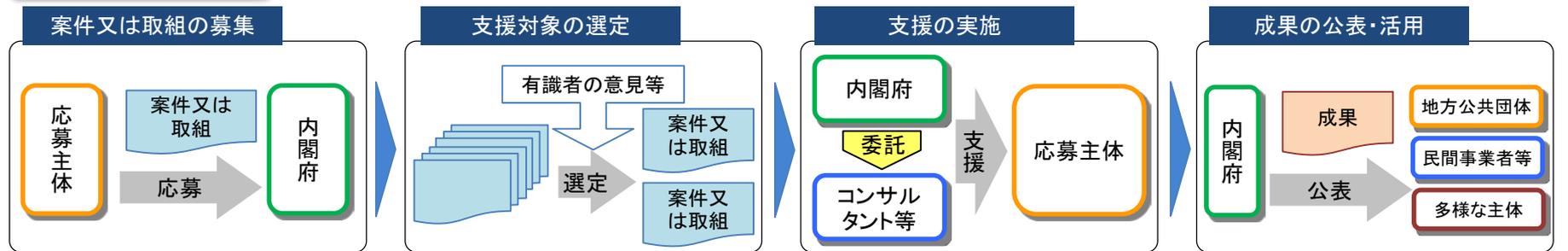
[支援対象とする案件]

- (1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業
- (2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等
- (3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業
- (4) その他の事業

平成27年度支援対象

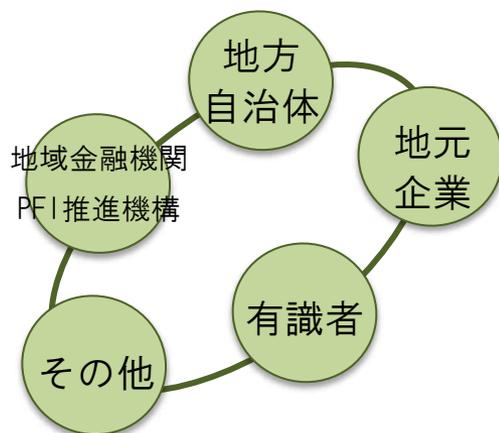
1. 千葉県 流山市	未利用容積の民間活用による公共施設の再生・まちづくり
2. 長野県	公営水力発電施設の改修事業における公共施設等運営権制度の可能性検討
3. 岐阜県 関市	地域振興施設の群管理による公共施設等運営権制度等の可能性調査
4. 熊本県 合志市	併設型小・中学校及び給食センターのPPP事業検討

支援の流れ



- PPP/PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォームについて、全国的な体制整備を計画的に推進し、地域の産官学金による連携強化、優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上等を図る。

■ 地域プラットフォームのイメージと内閣府のH27年度支援事業



地域の企業、金融機関、地方自治体等が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体的な案件形成を目指した取り組みを推進する。

地域プラットフォームにおいて想定される取組

- 事例研究を通じたPPP/PFIのノウハウ習得
- 地域の民間事業者の競争力強化
- 異業種ネットワークの形成
- PPP/PFI事業の候補や具体案件についての官民対話
- 地域の民間事業者による参画や提案の促進 等

平成27年度内閣府支援事業

1. 習志野市（千葉県）	習志野市公共施設再生プラットフォーム形成事業
2. 浜松市（静岡県）	浜松市官民連携プラットフォーム形成事業
3. 神戸市（兵庫県）	地域での民間事業者の参画及び提案促進の活性化を目指した産官学金連携の仕組みの構築
4. 岡山市（岡山県）	岡山PPP交流広場（岡山市版地域プラットフォーム）におけるPPP連携の基盤づくり
5. 福岡市等（福岡県）	PPPマーケットの拡大・醸成に向けた事業者及び地方公共団体向けセミナー等の開催

専門家派遣、ワンストップ窓口

募集時期：通年

PPP/PFI専門家派遣

PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度

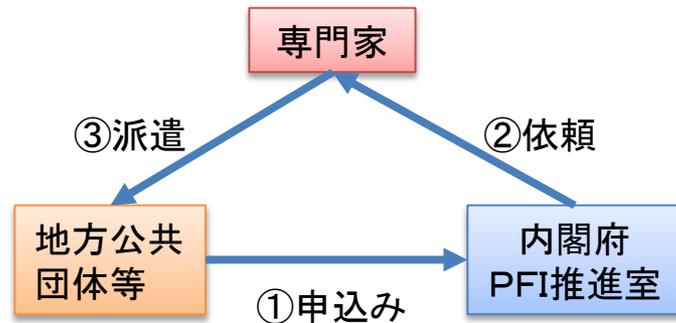
【概要】

- 1回につき半日程度で派遣(複数回の派遣も可能)
- 専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施
- 派遣費用(謝金、旅費)は全額、内閣府が負担
- 派遣後も内閣府職員が引き続き、取り組みをサポート

【主な内容】

- PPP/PFI事業手法や事例紹介
- PPP/PFI事業を進める上での課題、留意点
- 実際の作業スケジュール、庁内体制

【派遣のしくみ】



ワンストップ窓口

PPP/PFI事業の実務に関する質問、問い合わせにワンストップで対応

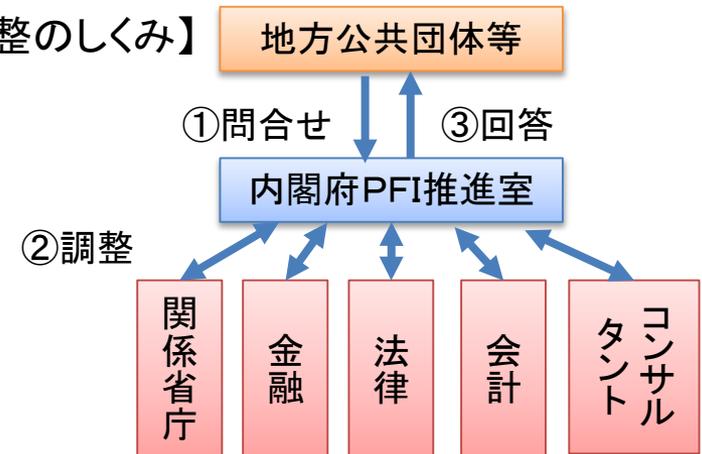
【概要】

- 行政、金融、法律、会計、コンサルタントなど各分野の専門家の意見を聴取し、内閣府が一元的に回答
- H26年度実績 250件

【主な内容】

- PFI法の考え方
- PFI法と他法令の関係
- 事例紹介

【調整のしくみ】



内閣府 PFI推進室 専門家派遣、ワンストップ窓口係

電話:03-6257-1655 FAX:03-3581-9682

人口 20 万人以上地方公共団体向けアンケート結果

1. アンケートの各問の分析

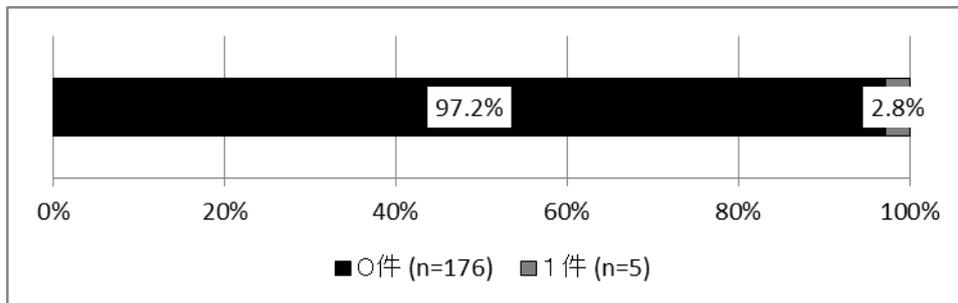
人口が 20 万人以上の地方公共団体向けアンケートの各回答を単純集計し、回答を以下に記載するもの。

問 1 地方公共団体の規模

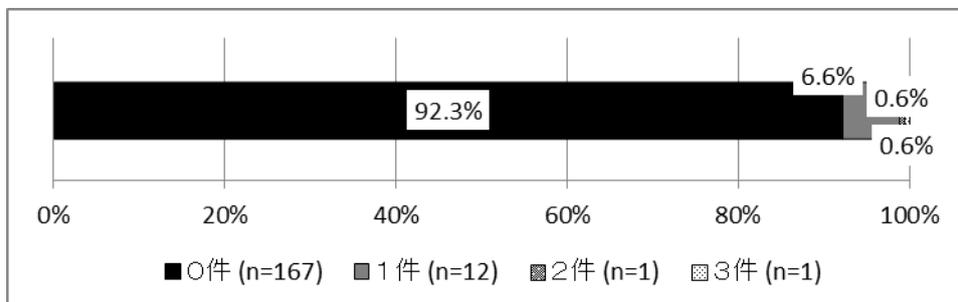
地方公共団体種類	数値	割合
都道府県	47	26.0%
政令指定都市	20	11.0%
中核市	45	24.9%
施行時特例市	36	19.9%
特別区	20	11.0%
人口20万人以上50万人未満	13	7.2%
合計	181	100.0%

問 2 PFI 法に基づく事業

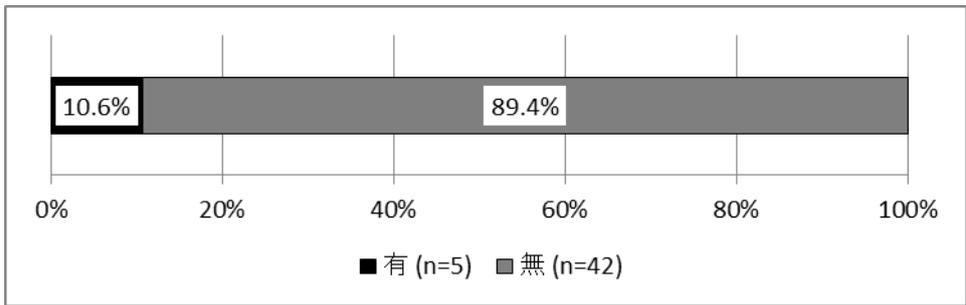
平成 25 年度の合計件数



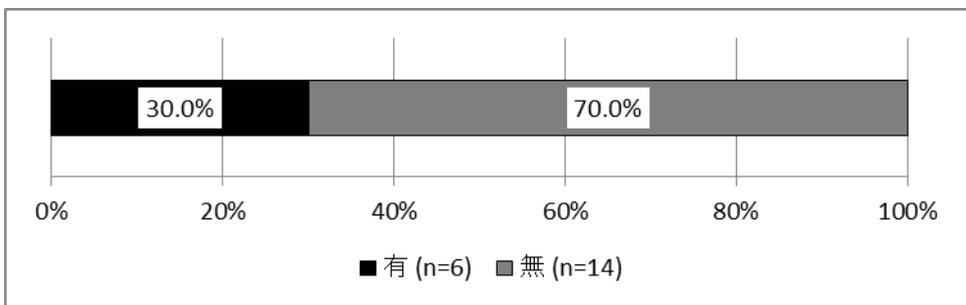
平成 26 年度の合計件数



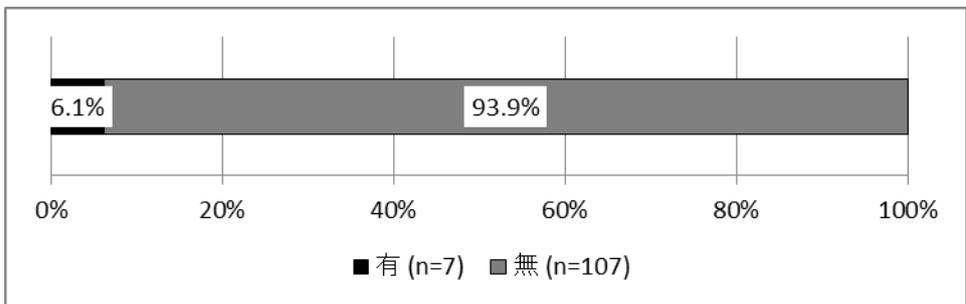
都道府県のうち、平成 25 年度または平成 26 年度に PFI 事業を実施した割合



政令指定都市のうち、平成 25 年度または平成 26 年度に PFI 事業を実施した割合



都道府県及び政令指定都市以外の人口 20 万人以上の都市のうち、平成 25 年度または平成 26 年度に PFI 事業を実施した割合



BTO 方式（平成 25 年度）の件数

